



医療費助成制度についてお知らせします

問：町民課 電話：72-7300

	重度心身障害者医療費助成制度	ひとり親家庭医療費助成制度
内容	重度心身障がいの方が医療機関で受診した場合に医療費の一部を助成する制度です。	ひとり親家庭の方が医療機関で受診した場合に医療費の一部を助成する制度です。
対象	①身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方 ②療育手帳A判定の交付を受けている方 ③身体障害者手帳3級～6級に該当し、療育手帳B(医)判定の交付を受けている方	①ひとり親家庭の親および20歳未満の子 ②ひとり親家庭の20歳以上の子で大学等に在学中の方 ③準ひとり親家庭(祖母と孫、祖父と孫、姉と弟妹、兄と弟妹) ①～③の対象のうち子どもの生計を維持していること、親等に所得税が課税されていないことが条件です。
申請に必要なもの	健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳、マイナンバー確認書類	健康保険証、印鑑、転入の場合は前住所地の所得課税証明書(必要となる場合があります)、子が20歳以上の場合は在学証明書、戸籍謄本等(ひとり親であることが確認できるもの)、マイナンバー確認書類 ※前年度非該当の方で、年度が変わり扶養や収入等の増減により所得税が非課税になった場合は、新たに申請が必要です。
病院にかかるとき	医療機関窓口健康保険証と重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。 愛媛県外の病院にかかるときは、一旦窓口で医療費を支払い、後日役場の担当窓口で償還払いの申請をしてください。申請期限は診療の翌月から起算して6カ月以内です。	医療機関窓口健康保険証とひとり親家庭医療費受給者証を提示してください。
届け出が必要なとき	・住所や氏名が変わったとき ・障害認定等級の変更があったとき ・更新手続きのとき など	・住所や氏名が変わったとき ・子どもが20歳に達したとき ・更新手続きのとき など
注意事項	他の公的医療制度(特定疾患、自立支援医療など、国や県の制度)の資格をお持ちの場合は、そちらが優先されますので、医療機関窓口では、「健康保険証、重度心身障害者受給者証」の他、ご自身がご持ちの受給者証も必ず提示してください。	所得税は当分の間、年少扶養控除等廃止前の規定を適用する経過措置を設けています。所得税の判定は控除廃止前の規定によって再計算するため、源泉徴収票等で課税状態である方も該当する場合がありますので、お気軽にご相談ください。



令和6年度「野良猫(地域猫)対策支援事業」のお知らせ

愛媛県獣医師会では猫を管理、共生することを目的として、飼い主のいない猫(地域猫)の不妊手術を無料で行っています。今年度も次のとおり実施しますので、希望される方は環境衛生課または各支所でお申し込みください。

▶申込受付期間 10月1日(火)～10月31日(木) ▶不妊手術経費 無料

▶対象となる猫 生後6カ月以上の雌の野良猫(地域猫)

- ・申し込みに対して、すべての方が支援を受けられるわけではありません。
- ・支援対象となった方には11月中旬に愛媛県獣医師会から直接通知があります。
- ・不妊手術以外の経費が必要となった場合(ノミ駆除・術前検査等)は別途自己負担となります。

※この支援事業は、町が行う助成事業とは別の事業になります。

問：環境衛生課 電話：72-7316



水道メーターの検針員を募集します

毎月、月末から月始の間で各家庭等に設置してある水道メーターを検針する検針員を募集します。

▶募集人員 1人 ▶資格要件 町内在住で18歳以上の方 等

▶検針区域 御荘区域(馬瀬・節崎・栄町)550件程度 ▶受付期間 11月12日(火)まで

詳しくは町ホームページをご覧ください。役場本庁水道課にお問い合わせください。



問：水道課 電話：72-0835

お知らせ

愛南町合併20周年記念事業「梅沢富美男劇団公演」を開催します

テレビでもおなじみの「梅沢富美男」劇団による公演「梅沢富美男魅力のすべて」(芝居・歌・舞踊の豪華三本立て)を開催します。皆さま、お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

- ▶日時 11月4日(月)・(祝)
昼公演 開場 13:30~/開演 14:00~
夜公演 開場 18:00~/開演 18:30~
- ▶場所 御荘文化センター ホール
- ▶配席 全席指定



【チケット販売】

- ▶料金 前売3,000円(当日3,500円)
- ▶販売日 10月6日(日)から販売開始
- ▶販売場所 【初日】役場本庁 町民サロン/【10月7日(月)以降】役場本庁 生涯学習課
- ▶販売時間 販売初日は8:30~17:00まで。10月7日(月)以降は8:30~17:15(平日のみ)
- ・チケットの購入はお1人様4枚までとさせていただきます。
- ・未就学児の入場はご遠慮ください。
- ・前売り券が完売した場合、当日券の販売はありません(当日券がある場合のみ、御荘文化センターで販売)。

問：生涯学習課 電話：73-1112

お知らせ

四国の早期新幹線実現に向け署名にご協力ください

四国4県の自治体、議会、経済団体などで構成される「四国新幹線整備促進期成会」では、四国の新幹線早期実現のための署名活動を実施しています。

四国の新幹線が実現すると、圧倒的な時間短縮効果により、四国内外との交流を飛躍的に拡大し、観光、産業、生活、防災面に至る幅広い分野での効果が期待されます。

ご賛同いただける方は、四国の新幹線実現のため署名にご協力ください。

▶署名方法

- ①署名用紙に必要事項を記入し役場総務課、または、各支所へ提出
※署名用紙は、役場総務課、各支所に設置しています。
- ②次の二次元バーコードを読み取り、必要事項を入力して署名



問：総務課
電話：72-1211

お知らせ

10月は「骨髄バンク推進月間」です

「骨髄液や末梢血管細胞の提供」というあなたの善意が、骨髄移植等以外に治療方法のない、白血病や重症再生不良性貧血などの血液難病患者の命を救います。県では、「骨髄バンク登録窓口」を開設していますので、18歳から54歳までの健康な方の登録をお願いします。

【骨髄バンク登録窓口】

- ▶宇和島保健所 宇和島市天神町7-1
開設日：火曜日 電話：0895-22-5211

【問い合わせ先】

- ▶愛媛県庁薬務衛生課 電話：089-912-2391
- ▶(公財)日本骨髄バンク 電話：03-5280-1789

骨髄バンクドナーを支援する事業を町で行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問：保健福祉課 電話：72-1212





インフルエンザを予防しましょう

これから、季節性インフルエンザが流行する時期です。

感染予防には、①人ごみに近づかない ②手洗い ③うがい ④マスクの着用が基本です。

また、予防接種が有効です。接種後、免疫ができるまでには2週間ほどかかります。

※ワクチンの供給の日程が不明であるため、開始時期が変更になる場合があります。



▶ 高齢者インフルエンザ予防接種 **無料**

期間	10月1日(火)~12月31日(火)
対象者	① 65歳以上の方(予診票を送付しますので申請はいりません) ② 60歳以上~65歳未満で下記に該当する方(要申請) ・心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある方(身体障害者手帳1級程度) ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 (申請の際に 身体障害者手帳 が必要です)
接種場所	町内委託医療機関・県内委託医療機関 予約時に「高齢者のインフルエンザ定期予防接種が可能か」の確認をしてください。 ※特別な事情(入院・施設入所など)がない限り県外での接種はできません。 県外で接種する場合は、必ず接種前に保健福祉課までご連絡ください。
注意	12月生まれの方は65歳の誕生日が来てからお申し込みください。
接種当日 必要なもの	接種券・予診票・本人確認ができるもの(保険証など)・ 予防接種記録表 ※今年度より、予防接種券ではなく 予防接種記録表 を送付します。

▶ 子どもインフルエンザ予防接種 **無料**

期間	10月1日(火)~令和7年1月31日(金)
対象者 接種回数	① 生後6カ月以上12歳以下の方:2回(2回目の予診票は病院に設置しています) ② 13~18歳以下の方:1回 ③ 町外に住所があるが、愛南町の保育所、学校に在籍している子ども
接種場所	町内委託医療機関 ※愛南町に住所がある方で、 町外で接種された方は自己負担 になります。 償還払いを行いますので、領収書(インフルエンザ予防接種と記載が必要)をご持参ください。
接種当日 必要なもの	予診票・本人確認ができるもの(保険証など)

▶ 任意インフルエンザ予防接種 **1,000円補助**

対象者	① 19~64歳以下の方 ② 上記の高齢者と子どもインフルエンザ予防接種の無料期間外に接種した方
補助金額	12歳以下:2回(1回につき1,000円) 13歳以上:1回(1,000円)
申請に必要なもの	領収書(インフルエンザ予防接種と記載が必要)・通帳(本人または家族) ※申請は接種日から1年以内

問 : 保健福祉課 電話 : 72-1212



新型コロナワクチンが定期予防接種になります！

令和6年4月から新型コロナウイルス感染症が予防接種法上のB類疾病に位置づけられ、「定期接種」として実施されます。新型コロナワクチン接種は、コロナ感染症に罹った際に重症化することを予防します。

定期接種の対象とならない方は、任意接種として全額自己負担で受けることができます。

※ワクチンの供給の日程が不明であるため、開始時期が変更になる場合があります。

▶新型コロナワクチン接種（自己負担：3,000円）

期間	10月1日(火)~令和7年3月31日(月)
対象者	① 65歳以上の方（予診票を送付しますので申請はいりません） ② 60歳以上~65歳未満で下記に該当する方（ 要申請 ） ・心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある方（身体障害者手帳1級程度） ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（申請の際に 身体障害者手帳 が必要です）
回数	1回
費用	自己負担：3,000円 ※生活保護受給者の方は被保護者証明書を持参することにより無料で接種できます。南予地方局地域福祉課に事前に申請してください。
接種場所	県内委託医療機関 ※特別な事情（入院・施設入所など）がない限り県外での接種はできません。 県外で接種する場合は、必ず接種前に保健福祉課までご連絡ください。
注意	3月生まれの方は65歳の誕生日が来てからお申し込みください。
接種当日必要なもの	予診票・本人確認ができるもの（保険証など）・ 予防接種記録表

問：保健福祉課 電話：72-1212



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象は、令和6年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さんなど）の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないよう、きちんと納めましょう。

問：宇和島年金事務所 電話：0895-22-5440 町民課 電話：72-7300

お知らせ

愛☆あい愛南 ～旬のシーグルメとグランピングでスイートティータイム～

28歳から39歳までの独身の方を対象に下記のイベントを開催します。皆さまの応募をお待ちしております。

- ▶開催日時：11月9日(土)13:30～16:00 ▶集合場所：ゆらり内海
- ▶定員：男性8人 女性8人
- ▶対象者：男性 宇和島圏域在住の28歳から39歳までの独身の方
※町内在住の方を優先させていただきます。
女性 28歳から39歳までの独身の方
- ▶参加費：1,500円(えひめ結婚支援センター支援金を含む)
- ▶申込期限：10月20日(日)※応募者多数の場合は抽選となります。
- ▶申込方法：えひめ結婚支援センターのホームページよりお申し込みください。

【お問い合わせ】

一般社団法人 愛媛県法人会連合会 えひめ結婚支援センター 南予事務所
電話：0893-57-6705
メール：koinanyo@msc-ehime.jp



えひめ結婚
支援センター
ホームページ

お知らせ

新婚旅行費用等を補助します！

町では、若い世代の結婚および定住を促進するため、下記イベント等によりご成婚された方を対象に新婚旅行費用等を補助しています。該当される方は、お気軽にご相談ください。

▶対象イベント等

- ①愛南町主催の婚活イベント
- ②宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンによる婚活イベント
- ③えひめ結婚支援センターが運営するお見合い事業『愛結び』

▶補助対象・補助金額

婚姻日から1年以内に愛南町から出発する場合の旅行費用・・・**40万円**

※新婚旅行に行かない場合は、婚姻日から1年以内に町内で購入する家具・家電購入費用・・・**20万円**

▶申請方法

新婚旅行に出発しようとする日の30日前、家具・家電製品を購入しようとする30日前までに申請書を提出してください。

▶申請先 役場本庁 企画財政課 政策推進室

問：企画財政課 政策推進室 電話：73-7075



愛南町
ホーム
ページ



さ～て！今月のかんきょうかわら版は～！

『省エネ家電をお得に購入し、脱炭素にご協力をお願いします！』



愛南町
ホーム
ページ

電気料金の負担軽減、県民の脱炭素行動の活性化などを目的とし、愛媛県が9月14日より省エネ家電の購入補助事業を開始しました。対象家電は省エネ性能の高いエアコン、LED照明器具、冷蔵庫、テレビとなっています。一人当たり1回までの申請で、購入額に応じて県内スーパーや百貨店で使用できる最大4万円の商品券を受け取ることができます。詳しい内容は今月のかんきょうかわら版で紹介します。

問：環境衛生課 電話：72-7316

